

第
5053
号

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 8月25日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

税理士に対する懲戒処分等の考え方

Q：税理士、税理士法人に対する懲戒処分の考え方の一部改正について意見公募されているようですが、どのような内容のものなのですか？

A：次のような内容になっています。

【解説】

この改正案は、税理士制度の見直しに伴い行われるもので、改正案の概要は、次のようになっています。

- ①法第44条（懲戒の種類）等が改正され、懲戒処分の業務停止期間の上限が「1年」から「2年」に延長されたことに伴い、税理士業務の停止の上限が見直されます。
- ②法第37条の2（非税理士に対する名義貸しの禁止）等が創設されたことに伴い、「非税理士に対する名義貸しの禁止の規定に違反したとき」を創設するとともに、所要の見直しが行われます。
- ③税理士会の会費滞納者に対する懲戒処分の明確化を図るため、法第37条（信用失墜行為の禁止）の一つに「税理士会の会費を正当な理由なく長期にわたり滞納すること」が追加されました。
- ④税理士業務の停止の処分に違反し税理士業務を行った場合には、「税理士業務の禁止」とすることが明確化されました。（税理士法人の業務の停止処分に違反についても同様に明確化されました。）

改正後の告示は、平成27年4月1日以後にした不正行為に係る懲戒処分等について適用されます。

